

# 院内感染防止対策指針

---

## 1. 院内感染対策に関する基本的な考え方

院内における感染防止対策は、感染症発生の予防及び感染症の拡大防止をすることともに、再発防止を図ることを基本に、病院全体として組織的に取り組むこととする。

## 2. 院内感染対策のための委員会の組織に関する基本的事項

院内に関係者からなる「院内感染防止対策委員会」を設置し、この委員会を中核として、様々な感染対策に取り組むこととする。

## 3. 病院における院内感染対策の推進のために必要な基本方針

「院内感染防止対策マニュアル」は、予防対策、発生時の対策等を定めるほか、院内で発生が予見される各種の感染症に対しての具体的な対策を定めたもので、病院全体で取り組む対策指針である。このマニュアルは、感染対策を病院全体として取り組む体制、感染経路別予防対策、医療従事者としての日常の予防行動及び感染症ごとの発生時の対応など、感染対策全般にわたる具体的な手順を示したものである。また、感染対策を一層効果的なものとするため、マニュアルを適宜見直しすることとする。さらに、感染予防を視野にいれ定められた「廃棄物処理マニュアル」における感染性廃棄物の処理手順を遵守し、確実な処理を行うこととする。

## 4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

職員は院内感染防止対策マニュアルで定めた感染症が発生した場合には、速やかに所定の書式で院長へ報告する。また、法令で定められた感染症については、行政機関に届出を行う。

## 5. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

院内感染の発生が疑われる事例が発生した場合には、院内感染防止対策委員会は状況を確認し、関係部署と協力し防止対策を講ずるとともに、保健所等の行政機関に適時相談し、技術的支援を得るよう努める。

## 6. 院内感染対策のための職員研修に関する基本方針

院内感染対策に対する意識の啓発、安全に業務を遂行するための知識と技術の向上を図ることを目的に、全職員を対象に研修を年 2 回以上開催する。研修の実施内容及び参加実績を記録・保管する。

## 7. 患者等に対する指針の閲覧に関する基本方針

本指針の内容を含め、患者との情報の共有に努めるとともに、患者およびその家族等から閲覧の求めがあった場合には、これに応じるものとする。また、広く患者等へ当院の感染対策に対する考えを周知するために本指針を院内掲示・当院ホームページを通じて公開する。

2025 年 10 月 1 日改定